



クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2020年6月29日

【米ドル建て】マイクロローン事業者ファンド 27号

契約期間延長のお知らせ

投資家のみなさまにおかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本ファンドは本件匿名組合契約書第4.1条第2項にて、本件匿名組合契約の有効期間を2020年6月末日までとしておりました。しかしながら本営業者は、以下に述べる事由により、同項にあります契約期間延長を行います。

【契約期間延長の事由】

本営業者が本件匿名組合契約に基づく出資金を本営業者グループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ、以下当社エストニア法人）に貸付けたのち、以下の案件1、案件2に投資を実行しました。

(案件1) 本件債務者B社（ロシア、カザフスタン等で個人向けローンの貸付けを行う事業者のキプロス籍の持ち株会社、IDF Holding Limited）に貸付けを行いました。

(案件2) MintosというP2Pレンディングプラットフォームを介して、ジョージア（旧グルジア共和国）の会社Creamfinance Georgia LLCの取り扱う個人向けローンの購入を行いました。

本営業者はB社より、B社グループが貸付事業を行うロシア、カザフスタンにおいて新型コロナウィルス感染症（COVID-19）の感染拡大を背景にそれぞれの国で民間の融資の返済について一定期間利払いを停止し、元本の返済期限を延長する政府令（モラトリアム）が出されたことをうけ、B社グループにおけるバランスシートの手元流動性を確保するために2020年4月期分配の原資となるローンの元本返済期間延長を希望する申し出を、2020年4月22日に受領しました。B社グループ傘下企業が影響を受ける各国政府のモラトリアムについて、B社からの情報では、ロシアにおいては比較的影響が軽微ですが、カザフスタンにおいては2020年6月15日までのモラトリアムの政府令の対象者がロシアと比べて広範に及んでおり、B社もその影響を受けています。そのため、B社の資金管理の観点から、2020年6月期分配の原資となるローンについても同様の申し出を受領しています。現時点では、前述のカザフスタンのモラトリアムは終了したばかりということもあり、B社は依然として状況を見極めたいとの意向であるものの、B社の手元資金の状況も改善が見られているとのことです。

上記の申し出を受けて、当社は上記2か国の政府令を確認のうえ、当社エストニア法人とB社間のロ



ーンの返済スケジュールを以下のように変更しております。

- 元本については、3分の1ずつ均等に2020年10月、2020年11月、2020年12月に返済
- 利息については、2020年6月以降2020年12月まで毎月返済

B社CEOよりメッセージが届いておりますので、ご参照ください。

https://note.com/crowdcredit_jp/n/ne164c5943d5e?magazine_key=m0dab71ee1b40

かかる状況に鑑み、本営業者は本件匿名組合契約の契約期間を延長し、2020年12月末日までを延長後の契約期間といたします。ただし、B社はカザフスタンにおけるモラトリアムの政府令による影響が軽減された段階から早期返済を行う最善の努力をするとの表明を行っており、現地での資金の回収作業が終了し、2020年12月末を待たずに上記のローンの返済スケジュールを前倒しして、すべての資金が投資家の皆様に分配された際は、その月の末日を以て、契約の終了とさせていただきます。

引き続き、何卒よろしくお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号